

愛媛県今治庁舎警備業務委託契約書（案）

愛媛県東予地方局 局長 _____（以下「甲」という。）と、 _____
（以下「乙」という。）は、警備業務委託 について、次の条項に基づき契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、上記の委託業務を別添「仕様書」により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対して金 _____ 円
（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）を委託料として支払う。

（委託の期間）

第3条 委託の期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は _____ 円とする。（※免除の場合は、「免除する。」と明記）

（完了報告及び検査）

第5条 乙は、別添「仕様書」の定めに従い毎日の業務の状況を遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、別添「委託料支払額表」の支払区分の委託業務が完了した時は、遅滞なく甲に完了報告をしなければならない。

3 甲は前項の完了報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了報告について検査を行うものとする。

（委託料の支払い）

第6条 前条の検査に合格した後、乙は、別添「委託料支払額表」に基づき委託料の請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

4 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（代理受領の禁止）

第7条 乙は、委託料の受領を第三者に委任してはならない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、委託業務の全部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（権利義務譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行例（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払い指示を行った時に生ずるものとする。
（調査等）

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い又は報告を求めることができる。
（善良なる管理者の注意）

第11条 乙は、委託業務を行うに当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって当たり、甲の監督に従うものとする。
（責任者）

第12条 乙は、委託業務の責任者を甲に対して明確にし、甲は乙に対して責任者を明確にする。
（風紀・規律・服装等）

第13条 乙は、従業員の身元、風紀、衛生、規律の維持について一切の責任を負い、甲が好ましくないと認めた者は甲の施設内で委託業務に従事させることはできない。又従業員は作業従事の際、一定の服装をなし乙の従業員であることを明確にするものとする。
（事故防止）

第14条 乙は、委託業務の遂行にあたって事故の発生又はその恐れがあるときは甲に通知し、甲は直ちにこれに対する措置を講じなければならない。

2 甲は、事故発生の恐れがある場所の委託業務については、事前に乙に対してその管理方法及び事故抑制、防止方法等の必要な注意事項を通知するとともに、乙と十分協議するものとする。

3 乙は、事故が発生した場合は、速やかに書面をもって甲に通知する。
（器具及び資材）

第15条 委託業務に要する器具及び資材は、特に指定するもの以外は乙の負担において準備する。
（契約の解除）

第16条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 乙から契約の解除願の提出があったとき

（2） 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

（3） 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

（4） 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

（2） 乙がその義務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の義務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1） 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2） 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3） 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第16条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当すること

ができる。

(守秘義務)

第18条 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の秘密を他に開示又は漏洩してはならない。又、この契約の解除及び期間終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(賠償責任)

第20条 甲が乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその賠償の責を負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙協議の上決定する。

(事情変更による契約の変更・解除)

第21条 契約締結後において、不測の事情に基づく経済情勢の変動等により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議の上、契約の変更または解除することができるものとする。

(その他)

第22条 この契約に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項は、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるものとし、同規程等に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

住所 愛媛県西条市喜多川796番地の1
甲 愛媛県東予地方局
氏名 局長

住所
乙
氏名